

筑前町職員の旅費に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

筑前町長 田頭善久己

筑前町条例第 23 号

筑前町職員の旅費に関する条例

筑前町職員の旅費に関する条例(平成 17 年筑前町条例第 45 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 10 条)
- 第 2 章 旅費 (第 11 条—第 26 条)
- 第 3 章 雑則 (第 27 条—第 31 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する全ての職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員のうち、本町の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他町長が特に必要と認めるものがその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (4) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を

一にするものをいう。

- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 在勤地域 在勤庁が存する地域（第8条第2項に規定する地域の区分をいう。）をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が退職月の翌月の末日以前に帰住した場合において、その帰住に係る旅行について旅費を支給する必要があると町長が認めるときは、当該職員
- (3) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (4) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の属する月の翌月から3月以内にその居住地（第8条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が町の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同条第3項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合のほか、次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- (1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 第1項及び第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により旅費

の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について、第 19 条、第 21 条及び第 24 条第 2 項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第 4 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(1) 前条第 1 項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第 4 項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合において、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をする暇がない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令書等の様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第 5 条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第 3 項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(普通旅費の種目)

第6条 普通旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とする。

(特殊旅費の種目)

第7条 特殊旅費の種目は、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、前2条に定める種目及び次章に定める内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 前項の規定による旅費の計算上必要な路程は、規則で定める地域区分を基準として計算する。

第9条 移動中における年度経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の旅費請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間

内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に支給する給与又は旅費の額から所定の手続を経て当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

- 5 第1項に規定する旅費請求書の様式及び必要な添付資料の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第2章 旅費

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項及び第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、鉄道賃の支給方法は、規則で定める。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、船賃の支給方法は、規則で定める。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる

費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 前2項に定めるもののほか、航空賃の支給方法は、規則で定める。

（その他交通費）

第14条 その他交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 自家用車（任命権者が町長と協議して定める基準に基づいて登録を受けたものに限る。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用

2 前項第2号に掲げる費用は、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用して移動した場合に限り、規則で定める距離別定額により支給する。

3 前2項に定めるもののほか、その他交通費の支給方法は、規則で定める。

（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊先の区分に応じた規則で定める基準額の範囲内の実費額とする。

2 規則で定める特別な事情により前項の基準額を超える場合には、前項の規定にかかわらず宿泊に要した費用の額とする。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める1夜当たりの定額とする。

（旅行雑費）

第18条 旅行雑費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による電信、電話、郵便等の通信又は資料の複写に要する費用とし、その額は、規則で定める実費に相当する額とする。

（転居費）

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を

勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 20 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

2 第 22 条に定めるもののほか、次に掲げる場合には、着後滞在費（家族移転費のうち着後滞在費に相当する部分を含む。）は支給しない。

(1) 福岡県内における転居（規則で定めるものを除く。）の場合

(2) 旅行者が、新在勤地域に到着後直ちに自宅その他これらに類するものに入る場合

(家族移転費)

第 21 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第 22 条 在勤庁の変更に伴う旅行が次の各号のいずれかに該当する場合には、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(1) 新在勤地域及びこれに接する地域（第 8 条第 2 項に規定する地域の区分による地域をいう。次号において同じ。）内に旧在勤庁又は旧住所若しくは旧居所が存する場合

(2) 新居住地及びこれに接する地域内に旧住所又は旧居所が存する場合

(研修旅費)

第 23 条 長期に及び研修、講習等を受ける職員に対する旅費は、規則で定める。

2 福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費は、規則で定める。

(退職者等の旅費)

第 24 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。
- 4 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地域から帰住地までの旅費を支給する。ただし、その額は旧在勤地域から町役場所在地までの路程に応じて計算した額を超えることができない。

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第3号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条、第19条、第20条及び第21条第1項並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第3章 雑則

(旅費の調整)

第27条 旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第28条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たない

ときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、職員について船員法第 47 条第 2 項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(外国旅行の旅費)

第 29 条 職員の外国旅行の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及びこれに基づく命令を準用する。この場合において、支給する旅費の種類及び支給区分等については、町長が定める。

(旅費の返納)

第 30 条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第 31 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の筑前町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。